

## 富谷市行政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、富谷市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 本部の掌理事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、企画部企画政策課行政改革推進室において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和60年5月7日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年10月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

行政改革推進本部員

企画部長

総務部長

市民生活部長

保健福祉部長

経済産業部長

建設部長

教育部長

市長公室長

企画政策課長

財政課長

総務課長

防災安全課長

市民協働課長

市民課長

税務課長

生活環境課長

長寿福祉課長

地域福祉課長

子育て支援課長

健康推進課長

産業観光課長

農林振興課長

都市整備課長

都市計画課長

上下水道課長

会計管理者（会計課長）

議会事務局長

教育総務課長

学校教育課長

生涯学習課長